

Title	ギルデッド・エイジにおけるプルマン・ストライキについて： ボイコット、連邦介入、州主権の問題
Sub Title	The Pullman Strike in the Gilded Age : boykott, Federal Interference, and State sovereignty
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.1 (1990. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ギルデッド・エイジにおけるプルマン・ストライキについて

——ボイコット、連邦介入、州主権の問題——

山 口 房 司

(一) はじめに

一九世紀末、合衆国の諸企業が鉄道を初めとして「独占」の段階に入った。この事実を单一の要因で説明するのは必ずしも容易ではない。しかし合衆国最高裁が、憲法修正第一四条、州際通商法、シャーマン反トラスト法に独特の解釈を与えて、その出現に手を貸したことは明らかである。一八九三年恐慌を契機に、九〇年代中期は「保守の危機」を経験した。そしてそれに続く「保守の勝利」がすなわち独占の形成を意味した。それはおよそ三つの局面を経て達成されるが、本稿はその一つ一八九四年のプルマン・ストライキをとりあげ、最高裁の姿勢と法解釈、労働問題と国体論を視野に入れ、国を分った両陣営——裁判所の「差止め命令による統治」か、労働組合の争議行為がひきおこした「無政府状況」⁽¹⁾か、の論争を考察する。その際、少なくとも上記三法はそれを解明する有力な鍵であることを確認したい。

九〇年代中期、資本と労働の間の緊張を最大限にまで厳しくした状況は、三つの局面を経ながら出現した。その第一は九三年恐慌の直接的な結果として、且つ下層階級が資本の横暴に対し実力を伴なった抗議行動に訴えたことから生じた。すなわち一八九四年シカゴにおける鉄道車輌会社のストライキ——プルマン・ストライキもしくは「デブス事件」がそれである。この危機を憲政史的

観点からみれば、次の諸点で注目に値する。本争議では行政府と司法部門がそれぞれ連邦軍隊と差止め命令を使し、その制圧に成功した。その際、連邦議会は受動的立場におかれた。⁽²⁾立法の主旨が本来、独占を規制するはずであったシャーマン反トラスト法が労働組合の抑圧に向けられ、特に連邦裁による広汎な領域をカヴァーした包括的差止め命令の威力は絶大であった。労働側指導者の投獄を生んだ同命令は、そのため労働に向けられた司法部門の“Gatling gun”⁽³⁾とまで評された。

第二の危機的状況は、一八九五年前半に最高潮に達し

た連邦議会の多数派と、彼らが制定した連邦法を再審理した司法部門との間の闘争から招来された。いわゆる「所得税法事件」がそれであって、本件では連邦最高裁判り超議会⁽⁴⁾的役割りを演ずることによって保守が資本の利益を守り抜いた。司法部門が独占擁護に傾斜した事実とともに、或る意味では三権力部門の関係が、南北戦争直後の立法府圧倒的優位から「超議会」・司法部門に大きく傾いたこと、すなわち合衆国の国体に一大変革をもたらしたものいえる事件であった。このような観点からすれば、本件の憲政史上における意義は極めて大きい。

以上二つの展開の中から、第三の局面が登場する。一八九五年後半から九六年にかけて、最高裁優越性に対する法曹界内部からの「叛乱」と、銀貨^{フリーシルバー}自由鑄造、反裁判所を綱領に強く盛りこんだブライアンの大統領選挙戦にみられる政界からの挑戦がそれである。この期、司法部門は防衛側に位置するが、これらの攻撃をしのぐに成功した時、一八九〇年代の保守の危機は終りを告げ、独占の形成と資本側の勝利が確立した。前記三法に独特の解釈を与えた最高裁の保守的態度が、上の現実を誕生させたのである。

プルマン・ストライキの考察は以上のような文脈の中で特別の関心をひくが、更に次の問題を提起したことにより、一層の重要性を増す。プルマン会社車輌に対し、アメリカ鉄道組合（American Railway Union、以下A.R.Uと略記）が行なったボイコットをめぐる激論の中から、古くて新しい主題が浮上した。すなわち産業的闘争に際し、合衆国大統領は州（イリノイ）知事の同意なしに連邦軍隊をその州内で使用しうるか——州主権と連邦権限、連邦＝州の関係、つまり合衆国の国体の性格がここに問われたのである。このテーマも又、本稿の視野に入っている。

その他、産業的組合主義としてのARUの中心的思想——鉄道だけでなくその隣接産業の全労働者を一つの組織に統合する——は、当時の慣行であつた職業別組合よりも、より適切であつたのかどうか。これに関しては、該ストライキの最大の弱点として「合衆国ストライキ委員会」から指摘されたように、肝心のプルマン労働者が純正に鉄道マンであつたかどうかも問題となる。これも又、考察対象とすべき領域である。

最後に前述の連邦介入権と並んで重要と思われるのは、この紛争に当り仲裁手続^{アーバン・ハンドル}がとられて仲裁人その他委員による仲裁判断を仰ぐ手段がとられていたとすれば、そのことによって本事件の全様相は決定的な影響を受け

全く別の展開をみせたのではないか。それともプルマンが終始一貫主張したように、仲裁を求めるべきことは何もなかつたのか。彼が仲裁を徹底的に拒否した意図は何であつたか——賃銀、労働時間等の諸条件は「集団交渉」の原理よりも「個人交渉」のそれによつて定められ契約わるべきであるとの彼の強い主張は、当時の自由放任主義と如何なる脈絡を有するのか。

本ボイコット事件は、このように社会、経済、政治各方面の基本的問題に直接したため論ずる所が多い。し

かしながらも主として司法部門の代表的意見の略述（資本、労働、公共的機関のスト権、法と秩序）と、連邦介入権をめぐる大統領と州知事との間の論戦を中心にして、ことによつて、本事件のアメリカ憲政史およびアメリカ労働史における地位を示したい。

(註)

(1) Colston E. Warne (ed.), *The Pullman Boycott of 1894. The Problem of Federal Intervention* (1955), p. v.

(2) Arnold M. Paul, *Conservative Crisis and the Rule of Law: Attitudes of Bar and Bench, 1887-1895* (1969), p. 131.

(3) Warne, *op. cit.*, p. 5.

(4) 抽稿「所得税事件と保守の勝利」、山口大学「文部省

第39号(一九八八年)。

(5) Paul, *op. cit.*, p. 134. 画米貿易の主導勢力が決して敗北しなが^ハたと報告してゐる。United States Strike Commission, *Report on the Chicago Strike*, p. xxvii, quoted in *ibid.*

(II) ボイコットの背景と経過

一八九〇年代初頭からシカゴを中心として数多くの労

労争議を経た後、合衆国はもつと大きなストライキを経験することになった。國論を二分したこの闘争は、一八九四年五月一日イリノイ州プルマンから発した。当初参加人員三〇〇〇ないし四〇〇〇人といわれたプルマン・ペレス車輌会社の争議は、六月二六日、前年一八九三年に結成された最大級のARUの組合員一五万人がそれに参加することによって、単なる地方（イリノイ州）の問題に留まらなくなつた。幾らかの曲折を経てプルマン・ストライキ支援に応じたこの組合が、これを労働団結の試金石にしようとの決意を示した時、それはとりも直さず、一八九〇年代「資本と労働との戦い」のクライマックスを設定したのである。⁽²⁾

この紛争に参加した人員の多さ、原・被告の双方が主張した法理論が合衆国の国体、政体論を問うことになつた。その故は、この闘争が立法、司法、行政の三部門をそれに深く関与せざるをえなくさせ、合衆国憲法、州際通商法、シャーマン反トラスト法を係争の中心に据えたからである。結論を先取りすれば、これら三法はいずれも労働組合不利、企業利益擁護の方向に解釈され、超立法院的司法部門の法的保守主義が「独占」に手を貸したもの。

最大の組合が最強の企業の一つを相手にしたこのストライキの三主役は、プルマン・ペレス車輌会社、ARU、総括支配人協会（General Managers' Association, 以下GMAと略記）であった。

ところで全国的問題に発展したプルマン・ストライキの原因を、アメリカ労働総同盟会長S・ゴムペーズは次のように理解した。ARU敗北直後の一八九四年九月付「ノース・アメリカン・レヴュー」に寄せられた以下のような彼の分析は、第五三回第三会期上院あて「合衆国ストライキ委員会」の報告に照らしても妥当と思われる。

すなわち、一八八〇年創始者自らの名を冠して設立された産業都市プルマンは、「後世に彼の事業と博愛の記念碑を伝える」モデル都市であるとされた。「彼はその被雇傭者に住むべき家を建て、物品を購入するための店舗、お祈りすべき教会を建てた」、「労働者の利益はプルマン氏のそれと合一すること、彼に、より大きな繁栄をもたらせば、それが彼ら従業員の利益としてはね返ってくる」と教えられた。ただ次のよう警告を受けていた、「労働組合に所属するのは、この共同企業にとり有害である。従つて彼らの間に組合を結成しようとの意図を持

つ者は、共通の敵と見做して解雇され、このタウンから追放する」。

要するにゴムパーズによれば、「彼らは全てのことにおいて彼の裁量と配慮に全く依存していた」のであって、それがいわゆるプルマン制度と呼ばれるものの実態であった。⁽³⁾

理想的とされたプルマン会社の家賃は、周辺のそれに

比べて高かつたし、逆に一八九三年恐慌の故をもって提示された賃銀カットは厳しかった。ゴムパーズのあげた数字は二五〇、稀ではあるが五〇%に達した場合もあるという。公正にみて、として彼が示した賃銀削減の例が第一表である。この数字は憲政史家A・M・ポールによつても妥当として支持されている。⁽⁴⁾

このようなプルマン温情主義^{バーナーリズム}のもとで、一八九三年恐慌が到来した時、会社はそれを理由に同年九月から翌年五月の間におよそ二五%の賃銀カットを提示した。不況のせいで車輌受注が減少したのに対応する必要手段と説明されたが、同社株式に對しては一八九三、九四両会計年度とも通常の八%の配当金が支払われた。一方、モデル都市と称するプルマンの社宅の家賃は周辺類似の住宅地のそれより平均二五%も高かつたに拘らず、引下げを拒否された。このようにして一八九四年春までに、諸条件は忍耐の限度を越すに至つた。

いわゆるプルマン温情主義の概略は次のようなものであつた。一八八〇年シカゴ南方九マイルの地に建設された町プルマンは、全国的にとはいえぬまでも、ユニークな実験として弘く賞賛されていた。しかし創設者が「領主にして雇傭者」になつた時、ここは住みよい町ではな

第1表：1893年恐慌に伴なつて提示された賃銀削減額

	1893年	1894年
車 輛 屋 根	\$ 2.25	\$ 1.40
座 席	1.25	.79
じゅうたん裁断	3.00	1.50
マットレス折りたたみ	.25	.15
ブラッセルじゅうたん 裁断	2.50	1.10
鉄 工, 乘 降 口	4.00	2.65
ボギー台車調整	.45	.16
寝 台 車 車 体	180.00	115.50

くなつた。八、六〇三人の住民中、男性が圧倒的に多い人口構成のいびつさは、プルマンが彼の労働者に家宅の売却を拒否したことに一部帰因したが、それはすでに社会的不安定状態を醸成していた。前述の如く所得の六%に固定された家賃は近隣諸町のそれよりも高かつた。町政には殆んど民主主義の気配もなく、会社は悉く選挙に干渉した。「領主」としてプルマンは中産階級的価値観を押しつけたが、それは「労働者」の個人的自由を圧迫するものであつた。就中アルコール性飲料の厳禁は憤懣の的であった。従業員の精神教育にと設立された地区の教会は、どの宗派も支払えぬ程の高額で賃貸しされた。その他の会社施設の利用料も不満をひきおこした。会社はスパイを使って住民を監視し、工場ではブラックリストに戴せられる不安にさらされたり、⁽⁵⁾工夫長に殆んど絶対的な権限を与える政策がとられていた。

銀・家賃に関しては如何なる譲歩もしない旨の回答で応じた。五月一〇日、労働側の「苦情委員会」⁽⁶⁾の三人が解雇された。後日の会社側弁明にもかかわらず、解雇理由を彼らの不就労に帰したのは明白である。これを受けて同夜スト権確立の投票がなされ、翌一一日、三、〇〇〇人がストライキに加わつた。会社側はさらに三〇〇人を解雇して工場を閉鎖した。こうして全土、全ジャーナリズム、三権力部門（さらに地方権力＝州知事）を巻きこんだプルマン・ボイコットの出発がみられた。⁽⁷⁾

一八九四年春、プルマン労働者はARUに急接近した。プルマン・ストライキ委員会の議長T・W・ヒースコートがそのような挙に出たのは首肯できる。去る一八九三年六月E・V・デブスの指導下に結成されたばかりのARUは西部および中西部で急成長し、九四年六月には一五万人の組合員を擁するに至つていた。加うるに、ごく最近グレート・ノザン鉄道会社を相手に驚異的勝利を収めていたからである。⁽⁷⁾ 鉄道機関助手同業組合(Brotherhood of Locomotive Firemen)の役職にあつたデブスが、同業組合の保守的政策に飽きたらず、熟練・未熟練の鉄道員を集めて一つの巨大組合結成のために前記組合役職を辞したのは一八九二年のことであつた。長い間プルマンは売店の横暴については調査してもよいが、貯

の彼の努力が穏って四六五地方組合、公称一五万人の会員を持つARUがシカゴで第一回大会を開いたのは一八九四年六月九日であり、急拠組織されたプルマン社の救済委員会の代表が財政的・精神的支援を求めてきたのは正にこの時点であった。

AFL会長ゴムペーズが、プルマン・ボイコット支援に冷淡であったのは周知のことであるが、デブス自身も過激なボイコットには反対していた。デブス、ARU指導者たちがストライキに對して慎重であるよう警告したには十分な理由がある。すなわちプルマン・ストライキに肩入れしてデッドロックに遭遇するようなことになれば、ARUの全組織の行方が懸念される。また時流も大行動に適していない、たとえば現下の不況は東部に多数の失業者群を抱えておりそれが容易にスト破りに利用される怖れがあり、且つ先発の同業組合は依然としてARUに敵対的であった。ARU自体は数的に多く意氣さんであるとしても、経験に乏しく、ストライキ基金も十分な貯えを持たない新生児である——等がその理由にあげられていた。

ARU大会は争議介入を決定した。デブスの慎重論にも拘らず、各委員会は相次いでプルマン社に仲裁裁定に応ずるよう説得に乗り出しが、会社側の態度は全く否定的であった。六月二二日特別委員会は、プルマンが仲裁を拒否すれば四日以内にスト突入の提案をなし、ARUは同社の小修理工場二個所と、「同社の主要財源である客・貨車への全面ボイコットを行なう」と決定した。デブスの計画に従つて、同組合は各鉄道会社にプルマン社車

しかしプルマン労働者はストライキに突入し、同代表団がシカゴ大会に会社側の様々な横暴をあげ援助を求め

輛の切離しを求めるに至り、鉄道会社がそれを拒めば、組合の転轍手がその作業を拒否する。それをつけて彼らは確実に解雇されるであらうが、その時はそれに関する鐵道の全組合員がストライキに入る——特別委員会のこのレポートが認められた。一方、会社は譲る気配をみせ、且つ以後実質上の闘争相手となるGMAが、ブルマン社車輛の取扱いを担んだ各社の転轍手を解雇するに及んで大規模ボイコットが六月一一日競速に拡大したのである。⁽¹⁰⁾

- (注) プルマン社車輛の取扱いを担んだ各社の転轍手を解雇するに及んで大規模ボイコットが六月一一日競速に拡大したのである。
- (1) Donald L. McMury, "Labor Policies of the General Managers' Association of Chicago, 1886-1894", *Journal of Economic History*, Vol. XIII, No. 2 (1953), pp. 160-178.
- (2) こゝの文は一八九四年に組織されたもので、その最大級の組合はARDとWestern Federation of Miners であるが、翌年急速に分裂する。一八九四年實銀が極度に高騰する。ARFの立場を擁護した次の事がおる。Philip Taft, *Organized Labor in American History* (1964).
- (3) Gompers, "Lesson", [Warne, *op. cit.*, p. 2]; Paul, *op. cit.*, p. 133.
- (4) Frank N. Magill (ed.), *Great Events from History* (3 Vols., 1975), II, pp. 1237-1238.
- (5) Warne, *op. cit.*, p. vi; Paul, *op. cit.*, p. 133.
- (6) Warne, *op. cit.*, p. vi; Paul, *op. cit.*, p. 133.
- (7) *Ibid.*, pp. 135-136; Magill, *op. cit.*, p. 1238. ARFの立場を擁護した次の事がおる。Philip Taft, *Organized Labor in American History* (1964).
- (8) Gompers, "Lesson", [Warne, *op. cit.*, p. 3.]
- (9) McMury, "Labor Policies", pp. 160-178.
- (10) Warne, *op. cit.*, pp. vi, 2; Paul, *op. cit.*, p. 135.

ing the Depression of 1893-1897", *Journal of Political Economy*, LXI (1953), pp. 334-335. ^ア 区域の米 States の労働者数はまだ四千人である (p. 73)。これは全實銀労働者の八・三〇%を測る。一八九四年の該期数字は二十八万八、〇〇〇人、三一・一〇%である。See also Paul, *op. cit.*, p. 130.

(三) アメリカ鉄道組合と総括支配人協会

プルマン・ボイコットを遂行するに当り、ARUはGMAとの直接対決を見た。同協会はシカゴに起・終点を有する二四鉄道会社より成る緊密に結ばれた組織であった。一八九四年の大ストライキ時ににおける同協会の諸活動はよく知られているが、その初期の歴史については必ずしも詳らかではない。同協会が最初に（中断期を含む）設立されたのは一八八六年であった。この年は鉄道経営者をはじめとして、有産階級を震撼させる出来事を多く持つた。特に爆発的急成長をみせたシカゴにそれは最もよく当てはまつた。労働の大暴動はこの年、資本に対する十字軍のような革命的側面を帯びながら労働騎士団の最盛期（七〇万二、〇〇〇人）と、AFLの創設をみた。動乱と暴力を伴なった同騎士団が、鉄道のグールド南西系統に加えたストライキ攻撃は、三月初旬に始まり五月四日まで続いた。一日八時間労働を求めた諸労働組合のゼネストは五月一日に設定されていて、「アナーキストと社会主義者の諸組合がシカゴに赤の恐怖をひきおこした」⁽¹⁾。経営者を脅やかしたこのようないくつかの理由に加えて、シカゴの諸鉄道は独特的難問を抱えていた。す

なわち四月一六および一七日にボルチモア・オハイオ鉄道、ショーレー湖・ミシガン南部鉄道の転轍手が相次いでストライキに入り、さらに四月末にはシカゴ諸鉄道会社の貨車操車係も組合を結成し、一日八時間労働を要求して闘争に入ったからである。シカゴを発着点とする諸鉄道会社の経営者たちは、これらの出来事に対し、共通の利害を有したし、且つは弱腰の経営者が組合の要求に屈するのを防止するため支配人協会の設立にふみきつた。

当初、この当面の緊急事態に対するための一時的手段としてのみ考えられていたこの支配人協会は、五月三日に招集され一二日まで連日会議を開いた。これら会議の詳細記録に附した秘書の長文のタイトルが、会の目的を十全に語っている。「八時間労働制または賃銀増額を要求したシカゴの貨物操車係その他によるストライキに関わる諸問題を吟味するための……シカゴ諸鉄道会社の経営者会議の記録」。鉄道一八社参加、イリノイ中央鉄道会社の総括支配人E・T・ジエフリーや会長に選んだこの時点を、同協会設立日と考えてよい。⁽²⁾

一八八六年から八七年全般に亘って活動を続けた同協会は、同年一一月二六日以後およそ一〇か月以上も会合を持っていない。それには様々な理由があげられるが、

一八八八年頭におけるシカゴ西方の諸鉄道会社が激しい運賃「戦争」を展開し、ために協会内の足並みが揃わなかつたのは見落せない要因であろう。値下げ競争の口火を切つたのはバーリントン社だと非難されたが、当の会社自身がGMA設立時からプルマン・ストライキの谷間ではシカゴに最も深刻な影響を与えたとされるストライキを機関士および機関助手から挑まれた（一八八八年二月二七日）。

このストライキにおいて特に注目すべきは、労働者がボイコットによってバーリントン社の糧道を断つというプルマン・ストライキ時にみられる戦法の先例を残したことである。⁽³⁾一方GMAは、一般に言つてジエフリーア会长の任期中、二つのストライキを活発に処理したとはいゝ、この期間協会は非公式の諮問機関にすぎなく、定款または細則を持たない存在であり、ストライキのような緊急事態時に得られる全員一致の合意がない平静時には、何ら見るべき施策も採り得なかつた。

同協会の目覚ましい復活は、主としてシカゴ・ロックアイランド太平洋鉄道の総支配人E・セント・ジョンの功績に負う。前会長ジエフリーの要請をうけて任に当ることを決意した彼は、一八九二年一月二二日諸鉄道会社

の経営者を招集し、その場で会長に選出された。彼の下で執行委員会が発足、同委員会の作成した定款と細則が一八九三年一月一九日採択された。これが同協会の「正式」発足の日付である。およそ一年をかけた定款は簡略で全般的なものであつたが、協会の目的は十分に述べられている——「シカゴを発着点とする諸鉄道の運行から生ずる経営上の諸問題の検討」。必要な役職が決定され、必要経費は各社に平等に割当てられること、定期的会合および時に応じての特別会合が定められて同協会は十分な成熟度を示した。⁽⁴⁾

諸鉄道会社のストライキ問題を扱つて来た同協会はセント・ジョンの指導下、一八九三年までに共通の問題を処理する実に様々なテクニックを開発した。例えば統一賃銀法の制定、ストライキ破りの補充、ストライキで蒙つた減収の各社負担割当て、郡当局およびシカゴ市職員との関係調整、などである。一見して判明するのは、その活動範囲の広さと、主対象を労働問題、各社間過当競争排除に絞つていることである。かくて会長セント・ジョンが一八九三年八月の会議で豪語した如く、同協会加盟各社は「滅多な敗北など許すことのない程にまで」保護されていた。大規模なプルマン・ボイコットが発生す

るまでに、資本側は十二分に準備を整え終っていたのである。

実際、デブスが一つの強力な鉄道組合の結成を説いたのは、この強大な権力集合体に対処するのが一因としてあり、かくて労働、経営の二大対立組織は常に反目しあつてきた。⁽⁵⁾ シカゴGMAの自負は、それに倣つた組織を全国的に弘めるようにとの勧告を各地域の経営者にしていることに十分うかがえる。敵対するARUがシカゴ支部を組織し始めたのは正にこの時点であり、鉄道労働者に加入を説得する最も効果的な論理は次の如くであつた。すなわち将来ストライキは不用となろう、なぜならARUは極めて強大な組織であるため、如何なる鉄道会社も組合の正当な要求に敢えて抵抗することはないであろうからである、と。ここには組合側の強い自信がみてとれる。⁽⁶⁾ 資本、労働の双方が強力な布陣を終つていた。

このような状況を背景に、六月二六日ストライキは始まつた。GMAはプルマン社車輌を連結した汽車の運行をボイコットするのは、同社との「神聖な契約」を放棄するものだとして全組織あげストライキに正面から争う姿勢を示した。それは明らかに急成長したARUを警戒し、粉碎の機会を狙つていたことの表示であつた。

ところでARU、GMA両陣営の作戦を決定づけた重要因は、当時のイリノイ州の政治的状況であった。シカゴ市長J・P・ホップキンズ、イリノイ州知事J・P・オルトゲルドは鉄道組合に好意的であり、また来るべきトラブルに備えて警察および州兵を警戒体制につかせていた。地方警察は十分に法と秩序を維持する備えが出来ていたが、スト破りには乗り気でなかつた。問題はクリーヴランド大統領が連邦軍隊を派遣して争議に介入する要の有無であつた。

組合側は州知事、市長が好意的であると看取したから連邦の介入は不用と主張した。換言すれば連邦介入を怖れていたことの裏返しであり、介入の口実を与えないことを最良の策とみていたことの証左である。従つてデブスの戦術は、暴力に訴えないこと、プルマン社車輌を連結していない客車、郵便列車の操業は受入れるとして、連邦介入の条件を排除しようとしたのである。同様の理由により、GMAは逆に連邦介入を期待した。それには連邦差止め命令の発行と、連邦軍を出動させうるに十分な程の社会的・経済的混乱を作出すればよい——だからGMAは強引になる必要があつた。協会側が前述のデブス提案を拒否する强硬策に出た理由はそこにある。その

結果、六月末までに全国土の三分の一（西部二七州）に亘って五万人の労働者が怠業し、行詰り状態が生じた。

GMAはこれを捉えて連邦介入の口実を擱んだ。GMAは大衆の不安を創出するため、運輸の欠便を成行きに任せ、貨車の操業は停止、客車便は削減した。世論操作のために新聞も有用であった。新聞のセンセイショナリズムと誤報がGMAに味方した。諸紙はストライキ初期の僅か数日間に発生した単発的な暴力行為をとりあげて、「暴徒の支配」とアーナー^キと報じた。

これらの諸事象は疑いもなく連邦介入に道を開くことになつた。事実やがてそれは連邦法務長官職を通じて実現をみる。⁽⁷⁾ともあれ差止め命令の発布と送達、一日遅れの連邦軍隊派遣などボイコット発生以後の連邦介入は驚く程の迅速さであつた（第2表参照）。

GMAは前鉄道会社弁護士・重役の経歴を持つ法務官R・オルニイという力強い同志を得た。オルニイが協会と組んでストライキおよびARUの双方を粉碎しようとしたのは、疑いもなく一つには彼の前歴のせいであるが、それより以上に、直接的実力行動に訴える下層階級の急進主義に対する彼の「保守的嫌悪感」による、といわれる。⁽⁸⁾

前述の一目的を達成するため、オルニイは早くも六月二八日全西部の連邦検事に訓令を発して、郵便物の通送阻害を防ぐ令状および他の必要な手段を講ずるよう求めている。なお司法省の解釈によれば、全ての郵便車への妨害とはプルマン社車輛を含むとされていた。さらに六月三〇日GMAの示唆をうけて、シカゴ・ミルウォーキー・セントポール鉄道会社顧問弁護士E・ウォーカーをシカゴ地区担当の連邦特別検事に任命するとともに、彼あての訓令において、司法の差止め命令入手するよう明確に指示した。さらに同上命令施行のためには多分連邦軍隊が必要となるうとほのめかしている。ここにGMAすなわち企業・資本側の戦闘態勢は整つた。軍隊派遣よりも差止め命令発布を先行させる作戦がたてられ、先ずは両陣営の激突は司法部門でみられることとなつた。

(注)

- (1) Commons et al., *op. cit.*, pp. 273, 282, 384.
- (2) McMury, "Labor Policies", pp. 161-162.
- (3) Ibid., pp. 165, 167.
- (4) Ibid., pp. 167-168.
- (5) Paul, *op. cit.*, pp. 135-136.
- (6) McMury, "Labor Policies", pp. 174-175.

第2表：プルマン・ボイコット事件推移略譜

ギルデッド・エイジにおける プルマン・ストライキについて 一三(一三)	1880	G. M. プルマン、イリノイ州プルマンにモデル工場都市建設	案を可決
	1886	シカゴを中心または発着点とする鉄道会社24社の随時的非法人組合として「総括支配人協会」設立 1893年転轍手に対するシカゴ標準賃銀率を設定し、雇傭者の賃銀政策統一に乗り出す	6月22日 プルマン会社、総括支配人協会と会合 提起されたボイコットに抵抗することで合意
	1893	E. V. デブス、鉄道労働者を単一組織に統一するため「アメリカ鉄道組合」結成	1894 総括支配人協会、プルマン会社客車
	6月20日	織に統一するため「アメリカ鉄道組合」結成	6月26日 の転轍を拒否した労働者解雇 ボイコット、ストライキ急速に拡まる
	1893	プルマン工場従業員の賃銀削減 平均25%	7月2日 「連邦さしとめ命令」公布 (7月3日および同4日送達)
	1894		7月3日 「連邦軍隊」争議に介入
	5月		7月5、6日 イリノイ州知事オルトゲルド、連邦軍隊使用に抗議 クリーヴランド大統領これに応酬
	1894	プルマン・パレス車輌会社の労働者	7月7日 アメリカ鉄道組合首脳逮捕さる
	4月	アメリカ鉄道組合に加入	起訴後、保釈金1万ドルの判決
	1894	プルマン労働者の「苦情委員会」、経営者側の対応期するも、賃銀上昇または家賃切り下げなど一切の譲歩見込めず	7月12日 シカゴでのAFL大会、ボイコットへのシムバ的行為を公的に拒否
	5月10日	同委員会の3名、一時解雇さる 同夜プルマン労働者スト権投票	アメリカ鉄道組合、有罪判決をうけた者以外の労働者を予断なしに再雇用せよとの条件でストライキ停止を申し入れるが失敗
	5月11日	プルマン工場閉鎖	8月2日 プルマン工場再開 スト終る 地方指導者再雇用されず
	6月9~26日	アメリカ鉄道組合、シカゴで開催、公称465地方組合、会員15万人参加	8月15日 シカゴで「合衆国ストライキ委員会」の審理始まる
	6月15、22日	プルマン会社、同上組合との接触、または提案された5人の仲裁委員の受け入れいずれも拒否	
	6月21日	アメリカ鉄道組合代表団、プルマン会社が裁定に応じない限り6月26日同会社の車輌取扱いを停止する	

出典：Colston E. Warne,
The Pullman Boycott of 1894. The Problem of Federal Intervention (1955), pp.v-vi

(7) Paul, *op. cit.*, p. 137; Magill, *op. cit.*, p. 1238.

(8) 但し彼の労働組合に対する姿勢は両義的に解むべくやだとの紹介がある。See Paul, *op. cit.*, n. 5 at pp. 137-138.

(9) Magill, *op. cit.*, p. 1238. なお後田 Olney Papers

が明らかにしだらんのである、彼はストライキ勃発と同時に軍隊を使用するよう望んだが、クリーヴランド大統領は司法手続きが完了するまで行動をおこさないことを知っていた。See Paul, *op. cit.*, p. 138; Allan Nevin, *Grover Cleveland: A Study in Courage* (1932), p. 616.

(四) ストライキストラス差止め命令

差止め命令を迅速に入手するに当り、GMAは巧妙な戦術をたてた。すなわち六月一五、二二日亘って同協会はARUが提案した五人より成る仲裁委員会とのものを拒否した（第2表参照）。元来、仲裁制度は一八八八年の連邦制定法により、対立当事者間で特別委員会を設置し、事案を調査して大統領特別委員会に報告すべく、特に鉄道労働問題を解決するよう定められたものであった。しかし当事者の一方が仲裁に応じなかつたこのフルマン・ストライキのような場合には、前記機構は効果を

發揮することができなかつた。⁽¹⁾ 従つて必然的に一つの当事者はストライキに、他の当事者は（それに対抗すると）いう名分を入手して、より強力な法的手段に訴えることになる。すなわちそれがGMAのたてた戦略であつた。

七月一日シカゴ近郊ブルー・アイランで暴動が発生した。その暴力的行為を過度に、且つ人心の不安をかきたてる論調で報道した新聞の動きにより、オルニイは介入する絶好の口実を得た。この七月一日事件は、スト同情派の暴徒が増強された連邦保安官および保安官代理を無視して列車の運行妨害を企てたものであるが、手具羈ひについていた特別検察官側にとつては十分すぎる出動理由になつた。ウォーカーとシカゴの正規合衆国検事T·E·ミルクライストは、直ちに翌二日デブスその他の者の行動を抑制する救済申立てを連邦地区裁判所（シカゴ）に行なつた。巡回判事W·A·ウッズと地区判事P·S·グロスカップが申立てを審理した結果、差止め命令を発した。⁽²⁾ 依拠したのはシャーマン反トラスト法と、州際にまたがる郵便通送に関する合衆国の利益にかかる法律、すなわち州際通商法であつた。

デブスに対する極めて包括的な内容を持つた差止め命

令は、当時その範囲と規模の双方で人々を驚かせ且つ今日まで多くの史家の研究を生んできた。しかし長期的観点からこれをみれば、その主たる意義は、この差止め命令およびその基礎となつた連邦法が、労働紛争に対する新しい主武器として劇的に登場してきたこと、そしてその使用がしつかりと州ではなく「連邦」の司法権力と結びつけられたことである。これは翌三日の連邦行政権の発動と相俟つて、連邦＝州主権の問題、すなわち合衆国政体そのものに直結する事件となつた。⁽⁴⁾

緊張が展開し、危機の時代にまで結晶化した一九世紀末において、この差止め命令は産業的闘争を管理する法的武器として使用され、組合運動にとっては以後四〇年もの間、最大の障碍となつた。制定の動機からみて、連邦議会が夢想もしなかつた労働組合へのシャーマン反トラスト法の適用は、それ自体おどろきであるが、二人の連邦判事が鉄道経営者への共感をもつて下した差止め命令の条件と文言の厳しさに比すれば、むしろそのおどろきの度合いは小さいとさえ言よう。

なぜに連邦判事がデブスおよびARUの役員たちを名指しし、ARU自体に対しても迅速且つ厳しい内容の差止め命令を発行したのか——その一般的背景は次の如く

である。すでにプルマン・ボイコットが始まる以前から、労働組合諸役員は企業経営者との間で労働条件につき協約を結び始めていた。協約締結はストライキをちらつかせることで有効に支援されていた。組合は鉄道会社との唯一の労働協約締結機関として認められるよう終始貫してそれを望んだ。

他方、弱小な個々の労働者を交渉相手に選ぶことを勿論好んだ企業にとって、それはまさに単なる「パンとバター」という金銭的問題を越えた」より基本的な闘争を準備するものにみえた。すなわち組合と経営者側のいずれが労働問題をコントロールするかの問題であり、その危惧は複数の経営者によって次のように強く認識されていた。「騒ぎは金銭問題ではなく、誰が鉄道を経営するのかに係わるものであること我々は直ちに認識すべきである」「被雇傭者が使用者に指示してはならない」——このような主張が問題の所在を示している。前述のGMAの誕生と活動はこのような危機感をバネにしていた。

六月二六日にストライキが発生した時、鉄道側には十分な勝算があつた。一方デブスの率いる組合にはこの産業戦争に対処する組織も闘争資金も十分でなかつた。シ

カゴのGMA本部は直ちにスト破りを投入し、組合に対し法的行動をおこし、さらに警察、連邦保安官、軍隊の出動等について官・軍諸当局と緊密な連絡を保持した。

その上、鉄道側は大衆の多くと、連邦政府の支援をとりつけた。本来、多くの中産階級は鉄道の経済力、運賃やサービス面での差別に悩んでいたが、一八九〇年にあつてはそれ以上に、社会構造そのものを脅やかすかにみえた農民・労働者のいります政治的、経済的抗議により強い懸念を抱いた。一八九二年にはピツバーグ近郊で暴力を伴なったホームステッド鉄鋼での争議、アイダホ州コーダレイン地域 (Coeur d'Alene) の銀山における大争議があつた。一八九四年にはポピュリストが南部および西部の農民の圧倒的支持をうけて「過激な」要求を行なつた。そしてまさに極めつきともいふべきは、ブルマン・ストライキ勃発の僅か数週間前にポピュリスト J·S·コクシーに率いらされた失業者の軍団がワシントンへの行進を企てた事件である。従つて「保守の危機」(6)を感じていた多くのアメリカ人は、シカゴの鉄道ストライキ、暴動が発生した時、連邦の介入を歓迎したのである。

その包括性の大なるを以て後年「乗合馬車差止め命令」(7)と称されるに至つたこの命令の主要内容は次の如くである。グロスカッ普、ウッズ両連邦判事が差止め命令を発した法的根拠については、憲政史家の間でもすぱりとした一致がある訳ではない。法制史家スイッシャーは「シャーマン反トラスト法に一部依拠」したとし、同じくポールは「シャーマン反トラスト法と合衆国政府の郵政事業にかかる利益」に基づいたとする一方、チャンドラー二世は「差止め命令はシャーマン反トラスト法に基づいて発せられた」が、後にこれを支持した合衆国最高裁の判断は、同ストライキが「シャーマン反トラスト法の侵犯というより、むしろ合衆国憲法の通商条項に反する」(8)としている。

「如何なる手段或いは方法においても、以下に記す鉄道〔二三社列記〕のビジネスに干渉、遅滞、妨害或いは停止させることを絶対的に禁止する」。「貨物または客車の如何を問わず州際通商に從事する郵便列車、急行列車を……妨害或いは停止」させることは禁ぜられる。「州際通商に從事する全ての鉄道の財産に干渉、損傷または破壊」することを禁止されるのはデブス、組合役員、ARUのみならず、上記の禁止行為を謀議したり、合同し

たりする全ての人、並びに「誰によらず他の全ての人々」も同様である。

また手段についても詳細な禁止文言は次のように定めた。「州際通商に係わる上記鉄道の如何なる被雇傭者にも脅迫、威迫、説得、力づく或いは暴力により被雇傭者としての義務を拒否または遂行させないよう強制もしくは誘導」してはならない。「デブスその他すべての人には、直接または間接的に上記鉄道会社のビジネスに干渉するよう指示した……書簡、メッセージまたは連絡を送ることを茲に禁ずる」。⁽⁹⁾まさに組合は共謀、合同どころか連絡を交わすことさえ禁じられたのである。

但し留意すべきは、しばしば論じられたた処とは異なつて、該差止め命令はストライキ権を禁じたものではない。「暴力」によらず「平和的」にストライキに加わるよう説得することを禁じていなし。しかしそれは確かに被雇傭者の労働義務すなわちブルマン社車輌の操作——をなさないよう説得してはならないと命じている。ともあれ同命令に含まれる幾つかの文言、さらに中西部から西部全般に亘つて連邦地区裁から発せられた類似の差止め命令は、その実効力において組合のリーダーシップを削ぎとり、ストライキを破るには十分すぎるもので

自組織の組合員に対して連絡するという基本的権利さえも禁じられるに至つて、慎重な行動をとるよう説いてきたデブスも、深刻な、そして退引ならぬ事態に追い込まれたことを悟らざるをえなかつた。もし差止め命令に服せば、当然ARUを破壊しさることになる。特別顧問弁護士C・ダロウの助言に基づいてデブスは同命令を無視した。⁽¹⁰⁾そしてその罪科により投獄されるに至つた。

七月七日ARUの主だつた役員は、合衆国の郵便事業を妨害し、州際通商に干渉する共同謀議を行なつたとして起訴・逮捕されたが、この時は一万ドルの保釈金で直ちに釈放された。⁽¹¹⁾しかしこの時点では組合側の大義名分は敗れたと言える。さらに七月一三日、彼らは同月二日に発せられた差止め命令に従わなかつたとして、法廷侮辱罪により再拘束された。その時期には、すでに列車はシカゴにおいて自由に運行されており、且つストライキは全ての地域で崩壊していた。苦境を訴えてストライキに入ったブルマン社従業員は元の条件で、しかも労働組合に加入しない旨を約束してようやく会社に復帰することを許された。

ARUは殆んどの会員を失ない、全国を通じて何千人

あつた。

ものスト参加者がブラックリストに挙げられ、地方の組合リーダーは再雇傭されなかつた。GMAの完勝と、A.R.Uの惨敗が完結した。連邦裁による差止め命令の威力はその程度にまで發揮されたのである。

この点について、大統領クリーヴランドにより任命された「合衆国ストライキ委員会」の報告は中正であると同時に、当時の一般的感情をよく代弁していると思われる。曰く、「〔連邦諸〕裁判所が産業的もしくは他の共通利害に係わる事柄において、市民が互いに『説得』しあうことを禁ずるような司法権を有するか否かが深刻且つ力をこめて問われている。しかしながら或る裁判所の或る命令は、それを発した当の裁判所がそれを修正し訂正するまでは遵守さるべきだというのが、良き市民の間での全般的認識である」⁽¹²⁾。

ところで、同命令は、その法的根拠を「積極的には」合衆国憲法の通商条項に、そして「消極的には」シャーマン反トラスト法に求めたことが以下の事実から知りうる。シカゴの連邦巡回裁で敗訴したデブスは、人身保護律によって合衆国最高裁に提訴した。当局側から本件に加わったオルニイ法務長官の考えは、彼の覚え書にみえる。最高裁に対して、オルニイは「シャーマン反トラス

ト法論議は同僚に委ね」、できればより広く衡平法に立つて判断されたいこと、その理由は「一八九〇年法「シャーマン反トラスト法」のような一片の実験的な法律に依る、ということなしに」判示を望むからである。⁽¹³⁾

合衆国最高裁はデブス判決において、基本的にオルニイ法務長官の主張を取り入れた。すなわちシャーマン反トラスト法よりもむしろ、州際通商＝郵便物の遞送と連邦との関係の問題に対する考慮が、このようない實力的妨害を抑止するための差止め命令の基礎になり、連邦が直接介入する法的権限の源になつたのである、と。

最高裁を代弁してブリューワー判事は次のように述べた。「我々は一八九〇年七月二日の法律の検討には踏み入らない……〔下級〕連邦巡回裁判所はその判決を確定するために主として同法に依拠したのであるが。「しかし」このことから我々と、件の巡回裁判所が同法の範囲に関して下した結論と意見を異にすると解さるべきでなく、我々は単に本判決において審理されてきたより広い基盤に立つて判断する方を、よしとしたまでである」。⁽¹⁴⁾ 法務長官オルニイの多様な活動、それに従つた下級裁の判決、「消極的」にではあれ最高裁がシャーマン反トラスト法を労働問題に適用する姿勢を示したこと——こ

これら全てを合わせれば、シャーマン反トラスト法は今や国会の制定意図如何にかかわらず、資本の合同と同様に労働の合同にも適用されることが明らかとなつた。このことは一九〇八年最高裁が全員一致で、同法が労働の合同に対し適用されたとした判決により不動のものとなつた。⁽¹⁵⁾ 労働が同法の枷から脱れるには多くの年月を必要とすることになる。

一八九〇年代、最高裁は明らかに右旋回を行なつた。本判決は大筋において、鉄道の合衆国理事W・ハムプトンがプルマン・ストライキを攻撃した論旨に通じている。曰く、ストライキは「資本に対する労働の戦争」、「公的なならびに私的財産に弓引くもの」、「結ばれた契約」への攻撃である。⁽¹⁶⁾

一九世紀末最高裁の憲法判断は殆んど受けいられないとして、ミラー教授は次のように述べている。「永遠の真理の原則として法制化されたのは、合衆国憲法には述べられていくなく、一九世紀末最高裁の多数派たちがこの国が経験した最も顕著な法解釈による法制定の妙義の一つとして打出した契約の自由」などは、受け入れ難い解釈の最高の見本である。⁽¹⁷⁾ 最高裁の資本偏愛は、ここにも指摘されている。

しかしながら何時の時代も偏愛は避けがたい、また圧力があつたがこの圧力の存在も常に避けがたい。一八九〇年代の最高裁への圧力は資本側からのそれと同時に、社会改革、経済統制、労働組合主義等の抗議の声も同じであった。司法の穩健的伝統主義者たちは後者を誤認した。最高裁はそれを保守の危機と捉えた。時代風潮は一般に右にと動き、自由放任主義の思想的厳格を支持していた。最高裁が右方向への憲法革命をなし、資本がそれに乗じ、労働が敗れた背景には、このような理解があつてよい。デブスは無謀なアジテイターと見做された。彼およびその組合は私的権利、公益を完全に無視しており、連邦政府の効果的・積極的介入のみが既存体制存亡の危機を救いうると考えられていたのである。

(注)

- (1) 因みにGMAがこのストライキ時にみせた戦術と、仲裁の非効率を補うため、たとえばICCの議長および労働局のコミッショナーから成る「調停」を定めたエルドマン法（一八九八年六月一日）が制定される。両職とも提訴権限はなかつたが、一九〇六年一三年にかけて六件の鉄道労働争議を解決した（うち調停によるもの二六）。また一九一三年七月一五日、四人より成る調停和

解散処分の設立を定めた「一ノーハバ法」、1916年9月11日トダマベノ法、1911年1月11日ハシム。

カノハズ法なども経て、1933年6月117回シカノ本筋やねー全国鉄道調整機関の設立を扱った鉄道労働法制定を促した契機ルムナリス。

See Richard B. Morris (ed.), *Encyclopedia of American History* (1965), p. 553.

(2) 本類出る命令の権限たゞわざ、ハバク法廷連絡会 (Debs Contempt Case) オルニード・デブス 158 U. S., 570-572 (1894). See also Carl B. Swisher, *American Constitutional Development* (1978), p. 435; Magill, *op. cit.*, p. 1239; Paul, *op. cit.*, p. 139.

(3) *Ibid.*

(4) Cf. Alpheus T. Mason et al., *American Constitutional Law. Introductory Essays and Selected Cases* (1983), p. 88.

(5) Alfred D. Chandler, Jr. (comp.), *The Railroads: The Nation's First Big Business. Sources and Readings* (1981), pp. 159-181.

(6) Paul, *op. cit.*

(7) 本筋の主張筋出るルムナリスは終業のルジ Debs Contempt Case, 158 U. S., 570-572; Paul, *op. cit.*, pp. 139-140; U. S. Strike Commission Report, Separate Executive Document No. 7, 53d Congress, 3 d

session, pp. 179-180 [Warne, *op. cit.*, pp. 31-32.]

(8) Swisher, *op. cit.*, p. 435. 違法抗辯權。 See also Paul, *op. cit.*, p. 139; Chandler, Jr., *op. cit.*, p. 131.

(9) U. S. Strike Commission Report [Warne, *op. cit.*, pp. 31, 32]; Paul, *op. cit.*, pp. 139-140]. 違法抗辯權。

(10) Magill, *op. cit.*, p. 1239.

(11) Paul, *op. cit.*, p. 141. ハバク法廷連絡会 (Debs Contempt Case) オルニード・デブス 158 U. S., 570-572 (1894). Chandler, Jr., *op. cit.*, p. 150. ハバク法廷連絡会 (Warne, *op. cit.*, p. 6) オルニード・デブス 158 U. S., 570-572 (1894)。

(12) *Report on the Chicago Strike of June-July, 1894, by the United States Strike Commission* (Washington, D.C., 1894), reproduced in Chandler, Jr., *op. cit.*, pp. 142-155, quotations, at p. 150.

(13) Olney Memorandum, quoted in Swisher, *op. cit.*, p. 435. 違法抗辯權。

(14) *In re Debs*, 158 U. S. 564, 600 (1895).

(15) *Loewe v. Laxendorf*, 208 U. S. 274 (1908).

(16) Wade Hampton, "The Lesson of the Recent Strikes", *North American Review*, CLIX (August, 1894), pp. 190-194 [Warne, *op. cit.*, p. 5.]

(17) Arthur S. Miller, *The Supreme Court and American Capitalism* (1968), pp. 54, 61. 違法抗辯權。

(五) 連邦軍派遣とイリノイ州知事

ストライキ派が敗れた一般的背景が理解された上で、敗北の直接的要因をあげれば、およそ次の三つに絞ることができよう。第一は鉄道側が東部における失業中の鉄道マンを大量に補充したこと、すなわちスト破りが実質的に効果をあげたのである。第二は例の差止め命令が法遵守を旨とする一般的平均人の多くを混乱させ、その為スト側の士気を碎く効果を發揮したこと。第三に派遣された連邦軍がシカゴに駐留したこと——その存在は七月八日までにスト同情派の暴徒に威圧感を与え、少なくとも前記補充員および組合脱落者を列車運行への復帰可能の状況を作り出した。

このようにしてストライキ派は惨敗したが、実はこの連邦軍派遣問題が一般人、法曹界を巻きこんで、合衆国の政体そのものを問う憲政論にまで昇華したのである。この点についての主役は、GMA対ARUではなく、大統領クリーヴランドとイリノイ州知事オルトゲルド（シカゴ市長ホップキンズを含む）であった。

事実を略記すれば次の如くである。大統領により連邦軍がシカゴに派遣されたのは七月三日であり、それは例

の差止め命令が出された翌日であって、その対応の素早さに驚きを感じる。また軍の派遣は合衆国郵便の遞送を維持する名目で、州知事オルトゲルドの意向を無視してなされた点に重大な問題を浮上させた。この時点では地方当局は状況を掌握しており、州知事は必要とあらば州兵を使用する準備を整えていた。また州を抑えて派遣された連邦軍は、秩序を維持するどころか逆に住民感情を刺激して、七月五・六の両日、暴徒が三四万ドル以上の鉄道財産を破壊するという事態を招いた。⁽¹⁾ そして無視された州主権と、それを抑えた連邦（大統領）権限の問題、すなわち国体論争をひきおこした。⁽²⁾

合衆国憲法第四条第四節（州に対する保障条項）は、各州における共和政体の保障と、侵略または州内の暴動に際しての各州の保護を義務づけている。本来同条項は独立戦争に際して侵略を受け、戦場となつた州の要請に基づいて挿入された規定である。侵略に対しても各州の保護を全うするためには、合衆国は州からの要請をまたないで介入することができる。しかし州内における暴動の鎮圧のためには、その州の議会または議会が閉会中の場合には州知事の請求をまつて初めて介入することができ

きたところである。

一八九四年クリーヴランド大統領は、プルマン・ストライキを契機に発生したイリノイ州内の暴動を鎮圧するために同州の請求をまたずに連邦軍を派遣した。まさにそれまでの憲法解釈を大きく逸脱する行為であった。プルマン・ストライキが単なる経済的、社会的事件に留まらず全国家構造に係わる出来事として重大関心を呼んだのはその故である。憲政史家 A·T·メイソンが、これ以後「大統領は州知事の承諾の有無に拘らず、合衆国の諸法を忠実に執行すべき彼の義務を果すに必要と認める軍事力その他必要な手段を使ひしうる」道を開き、それを是認させた事件として特記しているのは、このようない解釈変化の重大性を認めたからである。⁽³⁾ そしてこの派兵は前述の如く、郵便の遞送ならびに州際通商の規律を守るための必要手段という名目の下でなされた。

この争議がもたらした社会的緊張の深さと広さを、早くも同年七月「アメリカ法律評論」に掲載された S·D·トムソンの刺激的なタイトルを持った「注解」以上に表現するものは他にない。彼はプレジデント（会長）デブスを大統領^{（プレジデント）}に見立て、労資或いは彼と連邦権力との対立を南北戦争になぞらえた。それは激しく且つ全国的な闘争であった。“President Cleveland and ‘President Debs’”において、デブスは三〇年も前に「大砲のところ中で、この国は二つの国旗、二人の大統領を持つ程には大きくはない」という結論に達したことを想起すべきだ、と非難された。さらにトムソンは鋒先をクリーヴランドとオルトゲルドの論争に向け、そしてクリーヴランドを擁護する。大統領が州主権を侵したとするオルトゲルドの抗議は「徹頭徹尾うそのかたまり」である。「各地における保守的、愛国的世論は大統領の行為を是認し、この異常な危機に際してグラント将軍が当然なしであるうと同じ責任をとる勇気を持った大統領を選んだことを喜んでいる」と結論した。

彼はまた七月七日付の長文の「書評」において、経営権、契約の神聖性に立ってデブスを酷評し鉄道側を擁護した。「企業、殊に鉄道会社は今までしばしば悪玉であった……しかし本件においては善玉である。企業側は今まで知られたことのない恐ろしい勢力との闘争に突入した。その勢力とは社会の基盤そのものを革命化し、我が國の素晴らしい産業的制度が築きあげてきたプロセス全てを逆転しようとしている」。トムソンは「法曹界進歩派」の雄弁で大胆なスピーチマンとして知られるが、

その彼でさえ一八九四年七月の全国的な保守派の恐怖感を分け持っていた。こうして法曹界の態度は、例の包括的差止め命令の内容と裁判所の役割に対しては必ずしも全面的に是認しないが、企業対労働組合問題についてデブスに極めて厳しく、大統領対州知事の所謂オルトゲルド・クリーヴランド論争に関しては、保守派、進歩派を問わず大統領の連邦軍派遣に賛辞を贈ることで一致していた。⁽⁶⁾

一方、産業界の意向を代表すると考えてよいのは、同事件終息後の八月、合衆国鉄道委員会理事W・ハムptonが「ノース・アメリカン・レビュー」に寄せた論考である。⁽⁷⁾立場上、彼の見解に含まれた偏向性に留意しなければならないのは勿論であるが、同時にその論は対立した当事者の重要な一翼を形成した人物によるものだけに、本件に関する、また本件がひきおこした諸問題を網羅的且つ鋭く提示している点では貴重な一面を持つ。例によつて、この闘争は「労働が資本に対し仕かけた戦争」であり、「合衆国全体を共通の破滅に巻きこもう」という唯一の意図でなされ、ARUのみならずそれに同調したスト派は暴力、掠奪、流血、違法の要求に訴えることによって「公けと平和の敵」となつたからには、そ

の結果は「事をおこした彼らにとつて悲惨なもの」とならざるをえないと厳しく論難して当時の保守的風潮に訴え、且つはそれを代弁している。⁽⁸⁾

このいわば月並みな非難とその筆法よりも、ことの他重要なのはどれ程意識していたか否かを問わず彼が記述した次の行文の意義である。無法者すなわち「犯罪への献身者」鎮圧にクリーヴランドは連邦軍を出動させた。

「大統領はいま批判され、非難さえされている。その故は彼が平和、名誉、国家の福祉に対抗しようとたくらまれた犯罪行為達成の阻止を意図したからである。そして彼にかけられた攻撃の基盤は、彼の行為が州の権利を侵害したとするものである」。⁽⁹⁾本件が単なる労資対立、経済的・社会的激動だけでなく、より大きくて州主権と連邦権限をめぐる対立すなわち連邦国家政体論争まで惹起した紛争であることを指摘した行文である。

ハムptonが大統領を擁護した論旨は次の如くである。州権擁護論の高まりのあるのは認めるが、今回大統領がとつた手続きは合衆国憲法およびその施行を定めた連邦法が大統領に与えた権限を越えているとの主張、特に連邦軍派遣は憲法第四条第四節の真意からの逸脱とする主張には根拠がない、とする筆法である。

前述したように第四条第四節は連邦の保障を規定した条項であり、本件においては派兵正当化の条件として一つにはイリノイ州内で同州の警察権能を越える騒乱のこと、そのためイリノイ州議会もしくはそれが休会時には同州知事からの連邦への要請が前提されていなければならぬ。それ故州知事オルトゲルドの要請があつてはじめて連邦軍派遣がなされる——それが従前の一般的了解であつた。それ程までに州主権の優先性は擁護されていた。

ところが本件においては後述するようにイリノイ州知事オルトゲルドは、州内には大きな混乱のことなどあげて、連邦兵の行動が十分に実効的であることなどをあげて、連邦への支援要請はおろか早期の連邦軍撤退を、州主権侵害を名分にして大統領に迫っていた。¹⁰ それ故、ハムptonは第四条第四節の解釈に一工夫を加えることによつて、所謂『大統領の越権的行為』を擁護する必要に遭遇した。曰く、該条項に定める保障の主体者は『合衆国』であるが、それは具体的には大統領と連邦議会を指すものとされている。それ故、大統領の越権行為的印象を除去するため保障主体者のうち先ず連邦議会の行為を前面に立て、然る後に大統領はそれが制定した連邦法に従つて

行為を執つたとする手法に訴える。すなわち『連邦議会』は或る条件下、州の要請ある時は該州に連邦軍を派遣する権威を有している。そこで「大統領の行為を批判している人々は、連邦議会が行政の長に対し、合衆国憲法が議会に対して与えているよりも大きくより広い権限を付与する連邦諸法をすでに制定しているのを忘却しているのである」¹¹。

ここには明らかに三権分立、もしくは抑制と均衡の論についての逸脱・飛躍があるが、大統領擁護策としての一工夫はあつた。従つて行文は議会が定めた連邦法を遵守した大統領——という論旨で次のように進む。「これらの権限を使用する権威は修正法^{リヴァイズド・スタチュークト}律第五二九八および五二九九号の中に見出される」。これらの法を参照すれば「大統領は全ての州でおこった『全ての叛乱、暴力、違法な合同もしくは共謀』を鎮圧するため連邦軍を召集する絶対的権限を持つ」だけでなく、「民兵、或いは合衆国陸・海軍、もしくはその両者、また彼が必要と認める時にはその他の手段を行使して叛乱、内的暴力または共謀を鎮圧する方途を講ずるのは彼の義務である」と定めている。「五二九九号からの以上的引用は、現在直面しているような諸事件を扱うのは大統領の権威

であることを如実に示している。そして行政府職が何が自分の義務であるかを知り、その義務を即刻、十全、且つ怖れをみせずに遂行する人物によつて現在占められてゐるのは、全ての法遵守的人民の心からの慶事である⁽¹²⁾」。

ここには企業側が自らの經營については自由放任を、他方自らへの敵対勢力抑圧のためには権力の干渉を求める姿勢が余す所なく描き切られている。

国体論議を呼んだ連邦軍派遣についての所謂オルトゲルド・クリーヴランド応酬の枢要點を略記すれば次の如くである。ストライキ終結後二年を経た一八九六年一〇月一七日、ニューヨーク州クーパーユニオンでの詳細を極めたオルトゲルドの演説⁽¹³⁾と、一九〇四年クリーヴランドが自著の中でこの事件を回想した部分が有用な資料である⁽¹⁴⁾。

両者が用いた手法は全く対極的方向を目指したこと以外は驚くほど酷似している。一者はシカゴおよびその周辺では州兵の能力で十分処理可能な極めて小規模な騒擾しかなく、従つて連邦への支援要請も不用であり且つ在イリノイの諸連邦職からは従前と異なり、何の相談もうけなかつたとした（オルトゲルド⁽¹⁵⁾）。他者はそれと全く逆の情勢が存在したと主張した（クリーヴランド⁽¹⁶⁾）。双

方が実に詳細に事実と思われるものを列挙しあい、且つ両者間に交された電報の全文、両者が各連邦職から受けた報告を引用して、各々が以下展開する論を正当化するための準備段階にあててている。

両者とも散々に自己に有利と思われる事実を列挙しながら、オルトゲルドは「我々は諸事実を論じるつもりはない。当面、貴官の声明の中に含まれた原理をたずねるつもりである」と述べた⁽¹⁷⁾。一方クリーヴランドは「私は全ての暴力、法および権威の無視……などの列挙をしない……政府が実際にその大権を主張する際にその行為を正当化するのみならず、断固且つ並はずれた手段に訴えざるをえなくさせた状況を示すに必要と思われるもの以外には、ストライキに附隨した諸事件を具体的に述べるつもりはない」。⁽¹⁸⁾両者が詳細を極めて事実を列挙しながら、「諸事実よりも」と特記したのは、一つにはそれぞれが主張する事実把握には相違があるであろうこと、すなわち事件の複雑性を認識しあつていたであろうこと、また双方が事実よりも原理すなわち国体論に重きをおいた議論を交わすことが緊要と考えたからである。

オルトゲルドによれば大統領は事態を誤認していた。「これら全てのトラブルは性格において地方的であり、

州権威によつて容易に処理されうるものである……新聞記事は多くの場合、全くの捏造であり他の場合はなはだしく誇張されていた。それよりも連邦軍派遣は「一八八一年に通過した連邦法、實際には戦時法である法」に基づいてなされた。同法の文言に従つて行動がとられたとしても「私はくり返すが……地方自治は合衆国憲法の基本的原理である。各コミュニティは法を施行しそ、施行する備えがあり且つ可能である限り自らをして自らを治めるべきであつて、大統領に州内への派兵権限を認めた憲法「第四条第四節」はそのように解釈されねばならない。特に警察権能の行使と、法および秩序の維持の場合は尚更である、「この種の事柄における地方自治の絶対的輕視は……この州の人民を自治能力なき輩ときめつけて侮辱するのみならず……我が国家制度の基本的原理の侵害である。連邦至上性の問題は本件とは何の係わりもない……我が合衆国憲法の下では連邦優位と地方自治が相携えて歩むべきである。⁽¹⁹⁾ 後者の無視はすなわち合衆国憲法の侵犯をなすに等しい」。自由な制度を犯しての派兵は「我々の政府は人民が自らを治めるというセオリ一の上に設立されたことを無視している。そして世界の経験は或る官職保有者「大統領など」よりも、むしろ人

民こそ信を措きうるものであることを千回も示している。さらに一二〇年もの間、この国の人民はそのように自らを治めてきた事実、また我が国の諸制度が進展し、我が諸都市が築かれ、我が國の偉大さがかちとられたのはこのような期間においてであったという事實を無視するものである⁽²⁰⁾。どのような意図に発したかは問わず、まさしくオルトゲルドは州権論に立つて國体論を挑み大統領を攻撃した。

「同職責「イリノイ州知事」は、合衆国憲法の附託下に『州内暴動に対し』州を保護するため、連邦政府に要請をなすに十分な……ほどの暴力的騒擾が州内にある事實を無視した。派兵は合衆国憲法の附託に応えるのみならず、前述の「合衆国修正法律第五二九八号」および「同第五二九九号」によるものであるとしたクリーヴランドは、事件を扱つた最高裁判決を援用して立場を正当化した——「私は本主題の論述を、この騒擾から発し最終的には我が國の最高裁の判決にまで至つた法的処置につき簡略に言及してしめくくるものである」。

こうしてクリーヴランドは前述の依拠三法に加えて、初めてシャーマン反トラスト法に触れた。一八九四年一月一四日、最高裁は「すぐれた、しかも慎重に審理さ

れた判決でデブスおよびその一味を法廷侮辱罪により有罪とした。同判決が依拠したのは一八九〇年に通過した連邦法の規定であった。同法のタイトルは「違法な抑制および独占に対し商業および通商を保護するための法律」であり、しばしばシャーマン反トラスト法と称されるものであった。「合衆国最高裁はこの歴史〔シカゴ・ストライキ事件〕の結語を書いた。その内容は多くの側面において悲劇的であり、その文言一行一行には冷静な熟慮がある……その結論は……道筋を示し道程を明かにし、今や挑戦されるものとして確立した。それは今後、人民の信託を代表する重要な権能の行使に際し、我が國を安全且つ確実に導くものである」。⁽²²⁾ いよ、最も高裁への最大級の賛辞によって反州権、反労働組合の結合が行政府と司法府との間に完成した。なお論争の前提となつた暴力行為の規模、損害についての実態については、大統領自らが任命した合衆国ストライキ委員会の報告が最も信頼できるものの一つである。⁽²³⁾

(註)

(1) Magill, *op. cit.*, p. 1239.

(2) ハル・ケルム知事は一いつの連邦干渉、すなわち例の差止の命令と、連邦軍派遣の双方に対する頑強な抵抗した。

Warne, *op. cit.*, p. vii.

(3) *In re Debs*, 158 U. S. 546 (1895); Mason et al., *op. cit.*, p. 88. 遷延。

(4) Seymour D. Thompson, in *American Law Review*, XXVIII (July-Aug., 1894), pp. 591-592.

(5) *Ibid.*, pp. 630-633.

(6) Paul, *op. cit.*, pp. 145, 146.

(7) Wade Hampton, "The Lesson of the Recent Strikes", *North American Review*, CLIX (August, 1894), pp. 190-194, reproduced in Warne, *op. cit.*, pp. 5-7.

(8) *Ibid.*, pp. 5, 6.

(9) *Ibid.*, p. 6. 遷延。

(10) John P. Altgeld, *Live Questions* (1899), pp. 650-679.

(11) Hampton, "Lesson", [Warne, *op. cit.*, p. 6.] 遷延。

遷延。

(12) *Ibid.*, p. 7.

(13) A Speech by J. P. Altgeld at Cooper Union, N. Y., October 17, 1896, "Federal Interference in the Chicago Strike", reproduced in Warne, *op. cit.*, pp. 41-52.

(14) Grover Cleveland, *Presidential Problems* (1904), pp. 80-117: "The Government in the Strike of 1894",

reproduced in *ibid.*, pp. 52-63.

- (15) *Ibid.*, pp. 41-50.

- (16) *Ibid.*, pp. 52-62.

- (17) *Ibid.*, p. 50. 遷徙田地。

- (18) *Ibid.*, pp. 54-55. 遷徙田地。

- (19) Altgeld, "Federal Interference", in Warne, *op. cit.*, pp. 48-49. 遷徙田地。

- (20) *Ibid.*, pp. 51-52.

- (21) Cleveland, "Government in the Chicago Strike", in Warne, *op. cit.*, pp. 56-57, 62.

- (22) *Ibid.*, pp. 62, 63.

- (23) ハーベスの回収の罪に連坐してゐる。

Eugene V. Debs, "The Federal Government and the Chicago Strike", reproduced in Warne, *op. cit.*, pp. 63-74, quotation at p. 67. See also United States Strike Commission, *Report on the Chicago Strike*; Chandler, Jr., *op. cit.*, pp. 142-155.

名門されたARU役員、および「彼らの合図し謀議した全ての人物」が同命令の侵犯、法廷侮辱罪で有罪とされた。シャーマン反トラスト法が動員されたが、連邦諸裁判所は揃って本法が労働=資本間の問題に適用されると判示した。クリーヴランの同法長官オルニイは下層階級の急進主義の集団的直接行動に訴える手法に嫌悪感を抱く法曹保守派として、また鉄道会社の前弁護士、企業の重役の前歴と相俟つて、ストライキとARUを粉碎するなどにおいてGMAと意見を一つにしてこの目的を達するため最も強硬な手段をとるべく備えた

——それは疑問の余地のない事実だが、彼が最初からシヤーマン反トラスト法の動員に積極的であつた証ではない。それには次のような伏線があつたからである。

その第一は、鉄道のストライキは州際通商を妨害するトライキ抑圧のために連邦干渉を求めて、一八九〇年法

「通商法」の適用であった。同法はシャーマン反トラスト法よりも早く一八八七年に制定され、すでに幾つかの労資紛争に適用されて鉄道側有利の判決をえていた。つまり後発のシャーマン反トラスト法がどれ程の効果をあげうるか不確定であるのに比し、いわば手慣れた手法と法律に訴えようとしたのであって熟練の実務的法律家としてはとりうべき方途といえる。第二に、オルニイは必ずしもシャーマン反トラスト法が労・資問題に適用されるのに好意的ではなかつたという経緯がある。

州際通商法が労・資紛争に初めて適用されて連邦諸裁判所に提訴されたのは、プルマン事件の前年一八九三年三月に判決を下された所謂アン・アーバー事件である。⁽²⁾トレド＝アン・アーバー鉄道の機関士および機関助手が賃銀上昇を求めて入ったストライキは、機関士同業組合委員長アーサーの指令に基づき、同鉄道に接続する一

の鉄道における支援ストライキに発展した。外見的に言つてまさにプルマン・ストライキの先駆的事件である。州際通商法第三条「それぞれの路線間の輸送客体の交換のために、また数路線間或いはそれらに接続する路線間の貨客およびその配達のために、各自の能力に応じて合理的にして適正且つ平等な諸便宜を供すべし」の規定に

ギルデッド・エイジにおけるプルマン・ストライキについて

より、一方的審理で暫定的差止め命令がアーサーに対しても発せられた。ここでは事実の詳細は必要ない。注意を喚起したいのは、周知のように本法は元来、鉄道企業の横暴、独占を抑止するため制定されたはずが、本件では州際間通商を確保するために企業のみならずその被雇傭者にも「合理的、適正平等な諸便宜を供する」ことを求められていると解釈されたことである。それは同法の適用が間接的にあれ、機関士同業組合員に及ぶことを意味した。従つてアーサーは州際通商法を侵犯するよう組合員と謀つたが故に命令の対象となつたのである。同差止め命令の当否は問わない。再び注意すべきは、本法制定の主旨が鉄道会社の横暴抑制であつたにもかかわらず、その労働者にも適用しうるとした解釈の「創意」性である。

ついでシャーマン反トラスト法について言えば、同法が労働組織に不利的に適用された最初の事件は、前述のアン・アーバー事件と全く同日に判決をうけたニューオリンズにおけるストライキであつた。⁽³⁾ ニューオリンズの荷車引きと倉庫従業員のストライキは、最終的には同市の殆んど全域ならびに州際、外国両通商の一部にも影響を与えるに至つた。このストライキの参加者は鉄道

従業員ではなかつた。従つて専ら鉄道の規制のみを対象とした州際通商法（第一条）⁽⁴⁾は、これに適用できない。そこでこの緊急事態に対処するためシャーマン反トラスト法が発動されることとなつた。

同法の正式名称は、この法が市場支配を狙つた契約および共同謀議に対処する意図のものであつたことを示している。曰く「数州間もしくは外国との営業または通商を抑制するトラストまたは他の形態における全ての契約或いは合同、または謀議」は違法たるべし。⁽⁵⁾ 同法は刑罰法規であつた、従つて合衆国法務長官はその違反を制止するため連邦裁判所に差止め命令を求めて告訴する権限を有した。このようにして同法適用第一号の労・資間紛争が誕生したのである。

本件においてビリングス判事は、シャーマン反トラスト法の規定によってニューオリンズの荷車引き、倉庫従業員に対し差止め命令を言い渡した。彼は集合的資本の悪が本法制定の起源であることを認めたが、同時に次のような解釈を示した。同法が最終的に通過する以前に、この問題が国会議員たちの心中で拡大化したため彼らは「禁止に、資本同様労働の合同をも含ませたのである。事実、合同に加わった人の性格「自然人、法人等」に触

れないと、通商を抑制する全ての合同」が本法の対象になると考へていたのである、と。⁽⁶⁾ 実はこの部分がオルニイの批判した個所であり、彼が翌一八九四年プルマン事件において当初、同法を労・資問題に適用することに積極的でなかつた一因はそここにあるとされている。

オルニイは前記ビリングス判事の裁定を「同法制定者たちの真の目的からはずれた法の曲解を余すところなく示した」とと酷評している。もともと彼は「片や労働の雇傭者、他方にその被雇傭者との間における民事上の論争、訴訟における実態上の事項のはつきりしない争いに連邦政府の全権力をかける」とことには反対であるとして、シャーマン反トラスト法の発動には難色を示していた。後年一八九八年には労働組合を仲裁、調停における正当な当事者と認めたエルドマン法起草に力を貸した彼が、ブルマン事件において結局は断固たる方向に踏み出した一因は、おそらく大規模な産業的、社会的不安を惹起した集団的行動への嫌悪^{II}保守的反動であった。⁽⁷⁾

ともあれGMAは完勝し、ARUは解体に追いこまれた。シャーマン反トラスト法が本来の制定主旨とは離れて労・資間紛争に適用され、以後回復に一世代以上も要する程労働側に大打撃を与えた。州際通商と郵便の遞送

保護どころか形をとった連邦政府の介入は、企業側の勝利に力を貸した。議会は一九二六年鉄道労働法、一九三五年ワグナー法の制定に努め労働者の団結権と交渉権を認めめたが、それで労・資問題が解決した訳ではない。合衆国ストライキ委員会が勧奨した幾つかの改善策も⁽⁴⁾部分的にしか実現しなかった。連邦軍派遣を契機に連邦権限と州主権の間の深刻な論争すなわち合衆国政体論も⁽⁵⁾これは政府間関係論までひきおこしたプルマン・ボイコット事件は、それが単なる台頭しつつあった労働、猛威を振い始めた独占との間の労資間紛争に留まらないことを示した。当時司法部門が発した包括的差止め命令の判決、行政部門の軍隊派遣の正当性等、論考もあるが余りにも多さの事件は史家の益々の関心を集めて然るべくである。

(脚)

- (1) Herbert B. Shoemaker, "Federal Power to Regulate Interstate Commerce and the Police Powers of the States", *American Law Review*, XXXIX(1895), p.64.
- (2) Ibid., p. 61.
- (3) U. S. v. Workingmen's Amalgamated Council of New Orleans, 54 Fed. 994; Shoemaker, "Federal

Power", pp. 62-63; Henry S. Commager (ed.), *Documents of American History* (2 vols., 1973), I, pp. 596-597.

(4) U. S. Statutes at Large, Vol. XXIV, pp. 379 ff.; Commager, *op. cit.*, pp. 579-582.

(5) U. S. Statutes at Large, Vol. XXVI, p. 209; Commager, *op. cit.*, pp. 586-587.

(6) Shoemaker, "Federal Power", p. 63.

(7) 勿論デブスが非難したように彼が鉄道会社と深く密ねりあつてゐたE・ウェーカーを政府の特別顧問に任命した経緯と、ウェーカーの策動は眞偽せぬこと。ウェーリーの行為を弁護したむのHenry James, *Richard Olney and His Public Service* (1923), pp. 43-58. だがついでに彼は労働組合や「法律のねた」とか「In the Toils of the Law」アップで題歌がある。Almont Lindsey, *The Pullman Strike* (1942), pp. 204-305, 359-361.

(8) Chandler, Jr., *op. cit.*, pp. 142-155, esp. pp. 154-155.

(本稿は平成元年度産業研究費一般研究のもの)研究の1編
ドネ